

岐阜県リニア中央新幹線対策本部設置要綱

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設事業を円滑に進めるとともに、リニア中央新幹線を活用した地域づくりを総合的かつ計画的に推進するため、岐阜県リニア中央新幹線対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) リニア中央新幹線の建設促進に係る施策の推進に関すること。
- (2) リニア中央新幹線に係る諸課題の連絡調整に関すること
- (3) リニア中央新幹線を活用した地域づくりに関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は両副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に定める職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は本部を総括し、本部を代表する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

(本部員会議)

第5条 本部員会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係本部員のみで構成する本部員会議を招集することができる。
- 3 本部長は、必要に応じて、本部員以外の関係者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、都市建築部都市公園・交通局リニア推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

秘書広報統括監
総務部長
清流の国推進部長
デジタル推進局長
危機管理部長
環境生活部長
県民文化局長
健康福祉部長
子ども・女性局長
商工労働部長
観光国際部長
農政部長
林政部長
県土整備部長
都市建築部長
都市公園・交通局長
教育長